S H O W A H O U J I N K A



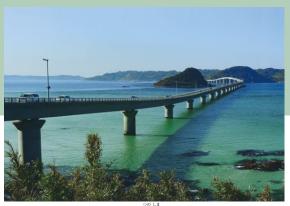
撮影/昭和法人会津賀田支部 若山 義一氏

【主な記事】

- ●年頭のご挨拶 (P1~4)
- ●納税表彰 (P5)
- ●署長講演「身近な税の話題」(P6~9)
- ●第7回税に関する絵はがきコンクール 作品表彰式 (P10~11)

公益社团法人 **松和法人会 全 视**'23|01 206号

公益社団法人 昭和法人会 事務局 昭和区広見町1-13-4 大栄ビル1階 TEL (052) 882-9677 FAX (052) 882-7798 令和5年1月20日発行



角島大橋 山口県下関市豊北町 撮影/昭和法人会津賀田支部 若山 義一氏

CONTENTS

1~4	年頭のご挨拶
5	納税表彰
6~9	署長講演「身近な税の話題」 昭和税務署長 松井 保之氏
10~11	第7回税に関する絵はがきコンクール 作品表彰式
12~13	税に関する作文
14~21	税務署だより
22~23	県税広報
24~25	市税広報
26	行動する法人会
27~31	法人会全国大会<千葉大会>/令和5年度税制改正に関する提言
32~33	名古屋市内9法人会合同講演会 開催案内/大規模法人部会合同講演会/ 市内ブロック連絡協議会
34~35	青年部会コーナー
36~37	女性部会コーナー
38~39	やさしい法人税セミナー/社会貢献活動/愛知県連 三県横断税務広報/税務研修会
40~43	新年誌上名刺交換
44	当面の行事予定/インターネットセミナーのご案内

年頭のご挨拶

謹賀新年



公益社団法人 昭和法人会 会長 ブラザー工業株式会社 常務執行役員

伊藤 敏 宏

皆様、あけましておめでとうございます。

令和5年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を 申し上げます。

会員の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、日頃から昭和法人会の活動に対しまして、格別のご理解と温かいご支援を賜り心からお礼申し上げます。また、役員の方々には、それぞれ社業でご多用の中、ボランティアで昭和法人会の活動を支えていただいており深甚より感謝申し上げます。

さて、昭和法人会は、昨年4月1日に「公益社団法人昭和法人会」として組織変更し事業活動を進めております。公益法人になったことにより、公益事業を基軸とする社会的責任も一層増すことになりますが、法人会の基本理念である「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。」をもとに、納税意識の高揚や税知識の普及を目的とした事業、地域社会への貢献を目的とした事業に、役員をはじめ会員の皆様とともに幅広い活動を一層推進し、積極的な情報発信をして参りたいと考えております。基本的には従前の活動スタンスは変えることなく事業展開していけば、公益法人としての役割も十分果たすことができると考えております。

しかしながら、令和2年に突然湧き起こった新型 コロナウイルス感染症の脅威は、ワクチン等の予 防対策を講じているものの、数波に及ぶ感染拡大 の波は一向に衰えず収束までにはまだしばらくか かりそうな気配で、「ウィズコロナ」として私たちの社会生活や企業運営に織り込んだ対応が必要となってきています。加えて、ウクライナ情勢や為替市場の動静も、わが国に及ぼす影響は決して少なくなく、私たちの取引環境や経済活動にも大きな影響を与えており、厳しい経営環境が続いております。

私たち企業経営者にとっては、景気の先行きも見通せない状況下でありますが、これら環境の変化にも迅速に対応し、知恵を絞り、なんとかこの難局を乗り切らなければならないと考えております。

そのため、新たに起業された方々にも、当会に ご入会いただき会員の和を拡げ、地場を代表する 経営者の団体として、会員の皆様方のみならず多 くの経営者の声やニーズを的確に捉え、皆様のお 知恵を拝借し、国・県・市町の税務当局のご指導を 仰ぎながら、従来にも増して企業経営と社会の発 展に貢献する活動を推進してまいりたいと考えて おります。

会員の皆様方には、厳しい時局での事業運営となりますが、今までにも増してご支援ご協力賜りますよう切にお願い申し上げます。

結びに、迎えました新たな年も、会員の皆様方のご健勝と各企業のご繁栄を心から祈念いたしますとともに、関係当局・諸団体の変わらぬご支援ご協力をお願い申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

謹賀新年



名古屋国税局 課税第二部長

磯 部 剛

令和5年の年頭に当たり、公益社団法人昭和法 人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。 会員の皆様には、平素から税務行政につきまして 深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し 上げます。

昭和法人会におかれましては、税のオピニオンリーダーとしての責務を果たすべく、「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」といった税の啓発活動のほか、地域社会への貢献活動も実施していただいており、貴法人会は、会員企業と地域社会にとって無くてはならない存在となっています。

私どもにとりましても、皆様のこうした活動は 大変心強いものであり、伊藤会長をはじめ役員の 皆様並びに会員の皆様の日頃の御尽力に対しまし て、心から敬意を表します。

私は、昨年7月の着任以来、機会あるごとに「法人会の皆様は税務の組織にとって強力なサポーターであると同時に、私どもの組織の在り方や税務行政の執行等について、厳しい御意見を頂戴することで、より良き税務行政の執行の道を示してくれるかかりつけのドクターです。」と申し上げてまいりました。

猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、依然として予断を許さない状況にありますが、コロナ禍以前と同様、否、コロナ禍以前にも増して、税務組織の良きドクターとしての御意見をお聞かせいただくよう、新しい年を迎えるこの時に、改めてお願い申し上げます。

また、当局におきましては、昨年に引き続き、 本年10月に開始される適格請求書等保存方式(インボイス制度)について、より多くの事業者の皆 様に制度の内容を十分理解していただき、開始に 向けた準備が進められるよう取り組んでいるとこ ろです。

貴法人会の皆様におかれましては、これまでも 登録申請書の早期提出に向けた周知・広報活動や説 明会の開催に御協力をいただいており、この場を お借りして厚く御礼申し上げます。

今後も、皆様の御理解のもと連携を図りたいと 考えておりますので、引き続き、御協力を賜りま すようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本年が公益社団法人昭和 法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並 びに事業のますますの御繁栄の年となるよう祈念 いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきま す。



謹賀新年

令和五年 正月

法人会の皆様のご健康とますますの 本年も、よろしくお願い申し上げます。 ご活躍をごよりお祈り申し上げます。

昭和稅務署

署

长

副署長

第1統括官

梅山

竜樹

林下 真紀子



木下 真紀子

松井 保之

梅山 竜樹

年頭のご挨拶

謹賀新年



愛知県名古屋南部県税事務所長

渡會博司

明けましておめでとうございます。

令和5年の年頭に当たり、公益社団法人昭和法 人会の会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上 げます。

会員の皆様には、日頃から愛知県の税務行政を はじめとする県政の円滑な推進に格別のご理解と ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このところの、新型コロナウイルス感染症の拡 大抑制に向けて愛知県では基本的感染対策の徹底、 イベントの開催制限などの取組を進めてまいりま した。

会員の皆様方におかれましては多大なご協力を 賜りましたことにつきましても、この場をお借り しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は愛知県が誕生してから150周年にあたり、これまでの歩みを振り返り未来へ踏み出す節目となりましたが、そうした中で日本が世界に誇るオリジナルコンテンツ、スタジオジブリの作品群を凝縮した「ジブリパーク」が開園を迎えるという記念すべき年となりました。

さらに、国際芸術祭「あいち2022」や世界ラリー選手権などのビッグイベントを成功裏に終えるとともに、世界最高クラスのアリーナ「愛知国際アリーナ」、国内最大のスタートアップ拠点「STATION Ai」の工事に着手するなど、これまでに積み上げてきた愛知の力を礎に、更なる飛躍に繋がるビッグプロジェクトを着実に前進させ、愛知が「躍進」する1年となりました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、「日本一元気な愛知」として形作っていけるよう、取り組んでまいります。

依然として財政状況が厳しい中、こうした施策を着実に推進するためには、財政運営の根幹である県税収入の安定的な確保が何よりも重要であります。

私たち税務行政に携わる者は、納税者の皆様からのご理解とご協力が得られるよう最大限の努力を重ね、「適正かつ公平な税務行政の推進」と「信頼される税務行政の確立」に向けて誠実に努めてまいります。

また、納税者の視点から納税環境の整備を進めていくことが重要と考えております。法人県民税・事業税の申告・納税手続については、eLTAXを活用していただくことにより、すべての地方団体に一括して電子申告及び共通納税を行っていただくことができますし、令和5年度より自動車税種別割など納付書に基づいて納付を行う税目がeLTAXの対象となる予定です。加えて、愛知県では従来より非対面式キャッシュレス納税のスマートフォン決済を導入し、納税者の皆様の納付に対する利便性の向上を図っておりますので、会員の皆様には、今後ともなお一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

県民の皆様に、郷土への愛着と誇りを改めて持っていただき、そして、将来も愛知県に住み続け、愛知をよりよくしていきたいと思っていただけるよう、職員一同全力で取り組んでまいります。

最後になりますが、公益社団法人昭和法人会の 益々のご発展と、この新しい年が会員の皆様にと りまして幸多き年でありますことを心から祈念い たしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

納稅表彰

(昭和法人会関係、敬称略、五十音順)

●令和4年11月10日(木) 熱田神宮会館

昭和税務署長表彰 🖗



岩 田 美津子 (資岩田自動車整備工場 北山支部 (公社)昭和法人会 女性部会 幹事



後藤秀臣 日本パーツ機器(株) 円上支部 (公社)昭和法人会 青年部会 部会長



水 谷 隆 夫 水金工事(株) 汐路支部 (公社)昭和法人会 理事



森 昭 勝山勝株 天白中支部 (公社)昭和法人会 理事

昭和税務推進協議会長表彰



稱 葉 純 子 (株)富士化成工業所 南天白支部 (公社)昭和法人会 理事



川村貴子 (株大栄商会 桜山支部 (公社)昭和法人会 女性部会 幹事

講演

「身近な税の話題」 ~スポーツの秋にちなんで~



講師/昭和稅務署長 松井 保之氏

- ●日時/令和4年11月14日(月)
- 会場/メルパルク名古屋

昭和税務署長の松井です。

公益社団法人昭和法人会の皆様方には、日頃から税務行政に対し、深い御理解と格別な御協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

また、本日は、「税を考える週間」記念の署長講演ということで、お話をさせていただく機会を頂きましたことに、重ねて御礼申し上げます。

本日は11月14日、先週の7日が立冬でしたので暦の上ではもう冬ですが、ちまたではサッカーワールドカップや大相撲九州場所など、スポーツの話題で盛り上がっていることから「スポーツの秋にちなんで」というサブタイトルのとおり、スポーツビジネスと税の関わりについてお話をしたいと考えています。

ただ、スポーツの専門家ではないことから、インターネットなどで資料を収集しております。もし誤りなどがあれば、ご容赦願います。

【自己紹介】

自己紹介をさせていただきます。

出身、住まいともに三重県桑名市です。

桑名は古くは東海道53次の宿場町として栄えたようです。 当時は熱田の宮宿から桑名宿に船で渡っていてその距離が7里(27.5km)だったので、船着き場が「七里の渡し」と呼ばれています。

桑名の七里の渡しには伊勢国一の鳥居があります。伊勢神宮外宮の正殿の棟持柱が、式年遷宮の際に宇治橋の外側の鳥居に再利用され、次の式年遷宮で七里の渡しに再々利用されています。そして次の20年が終わると絵馬となって関係者に配られるそうです。

桑名と言えば蛤も有名です。

「その手は桑名の焼き蛤」という地口をお聞きになったことの ある方も多いのではないでしょうか。

また、蛤は平成24年8月の環境省レッドリストの見直しで追加された絶滅危惧種の一つであり、地元では様々な対策を講じています。

【国税組織等の状況】

スライド2ページは、国税庁が公表している全国の状況です。 国税職員の定員は平成9年のピーク時と比べ令和4年では 1,233人減っています。

これに比べ、所得税の申告件数や法人数は増加しています。 そうすると、自ずと調査の件数は減ってしまい、いわゆる実 調率もご覧のとおり平成29年では個人で1.1%、法人で3.2% となっています。

【税務行政の将来像】

このような現状ではありますが、我々は、引き続き納税者利便の向上や、複雑化する経済活動に対応して課税・徴収事務に取り組んでいかなければなりません。

ここで少し、税務行政の将来像についてお話しします。

まず、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションについてです。

国税庁では、令和3年6月に税務行政のデジタル・トランスフォーメーション、税務行政の将来像2.0を公表しました。デジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を変革する、デジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体で広まっていることや、行政の分野でもデジタル・トランスフォーメーションを進めていくという政府の方針などを踏まえて、作成した資料です。

税務行政のデジタル・トランスフォーメーションとは、デジタルを活用して国税に関する手続や業務の抜本的な見直しであり、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションによって実現を目指す将来の税務行政のイメージが、税務行政の将来像2.0になります。

平成29年にも税務行政の将来像という資料を公表しているのですが、経済社会の変化やデジタル技術の急速な進展を踏まえアップデートしたものということで2.0という名前を付けています。納税者の利便性の向上と課税・徴収の効率化・高度化を2本の柱としている点は、従来から継続している方針です。

次のスライドは、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指してというタイトルになっています。

納税者の利便性の向上に関する将来構想として、あらゆる 税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指していきたいと 考えています。

最初に、どのような目的で税務署に行くのかを考えますと、 資料の左側にあるとおり、まず、確定申告や申請・届出など が挙げられます。それから、青色申告の承認を受けているか どうかといった特例適用状況の確認や、納税証明書の入手の ために、税務署にいらっしゃる方もいます。それらに関するもの も含め、各種手続の相談に来られる方も多くいらっしゃいます。 右側には、税務署に行かなくてもできるようにするための実 現を目指す仕組みとして、将来構想をいくつか掲げておりま す。

まず、申告や申請・届出等については、簡単にできるという ことに尽きると考えており、数回のクリックないしはタップで申告 等が完了する仕組みを目指していきたいという構想を掲げてい ます。

その下、特例適用状況の確認や、納税証明書の入手については、それらに代えて、納税者の皆様がご自身の情報をオンラインでリアルタイムに確認できる仕組みを作っていきたいと考えています。

一番下、税務に関する相談については、チャットボットの内容の充実や、個々の納税者の状況に応じたプッシュ型の情報配信を通じて、税務署に行かなくても済むような環境を作っていきたいと考えています。

次のスライドは、AI・データ分析の活用についてです。

国税庁では、将来的なAIの活用も見据え、幅広いデータの分析により、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいるところです。

上段は、課税の分野の取組です。申告内容や調査事績、各種資料情報など国税組織内・外における様々な情報の中から必要なデータを抽出・加工・分析等することにより、申告漏れの可能性が高い納税者を判定するという内容を示しています。

これに対して下段は、徴収の分野の取組です。国税局や 税務署では、滞納している納税者の方に連絡を取る必要があ りますが、電話をしても様々な理由により応答できない場合があ ります。そこで、個々の滞納者の情報や、過去の架電履歴等 を分析して、接触効率の向上を図れないかといった検討を進 めているところです。

こうしたデータ分析は、デジタルの利点を活用するという観点から非常に重要なものと考えており、引き続き積極的に取り組みを進めてまいります。

【大相撲と税】

ここからは、スポーツビジネスと税についてお話しします。 本日は、大相撲、プロ野球、Jリーグについてお話しさせて

本日は、大相撲、プロ野球、Jリーグについてお話しさせていただきます。

まず大相撲についてです。

相撲というスポーツは一対一の個人競技であり、イメージとしては「直径15尺(約4.55m)の土俵の中に金銀財宝が埋まっている」といわれるように、実力しだいで出世ができ、成功を収めることが可能な一匹狼のようなスポーツという印象があります。

しかし、スライド6ページをご覧のとおり、力士は公益財団法人である日本相撲協会という組織に所属して、月給を受け取るいわゆるサラリーマンといえます。

ただし、異質なのは、稽古や寝食などの基本的な活動の場は、現在43部屋ある相撲部屋が中心になるという点です。

後ほど紹介するプロ野球の各球団は選手に契約金を支払う 代わりに、選手の所有権を持ちトレードもできますが、大相撲 の力士は協会に所属しており、部屋同士のトレードは許されて いません。

協会の構成員としては、スライドのとおり、関取と取的(幕下以下の力士)が、実際に相撲を取る力士で、約700名強が所属しています。

その他に力士を引退した年寄と呼ばれる親方衆、行司、その横に「頭」と「世」と表示してあるのが、若者頭と世話人、

呼出、床山(髪結い)、これらと力士を合計して1,000人ほどの相撲協会の社員がおり、それぞれが各相撲部屋に所属しています。

この中でなじみが薄いのが、若者頭と世話人で、千秋楽などの表彰式で優勝旗を土俵の下で預かる背広姿の人が若者頭で、地方巡業などの土俵の進行役を担当するそうです。

世話人は、本場所の木戸番や駐車場の整備、支度部屋の 管理責任者という役割を持っているそうです。

力士の給与等の支給を見てみますと、給与のほか、9月と 12月にそれぞれ1か月分の賞与が支給されます。

本場所特別手当は、三役以上の力士に対して本場所ごと に年6回支給され、横綱は20万円、大関は15万円、三役は 5万円となっています。

また、出張手当が3月の大阪場所、7月の名古屋場所、11月の九州場所ごとに35日分支給されます。

そのほか、力士補助金というものが1月場所、5月場所、9月場所の年3回、髪結いの補助金として支給されます。

最後に力士報奨金、簡単に言うと「成績に応じた特別ボーナス」で、多い人になると年間何千万円という単位になり、これは相撲社会独特の制度です。

今、お話しした収入以外に、年6回の本場所における力士の収入は、スライドでごらんのとおり、取組にかかる懸賞金と賞金とが主なものです。

懸賞金は誰でも申し込めば1本7万円でスポンサーになることができ、7万円のうち、1万円が協会の手数料として引かれ、差し引き6万円となりますが、協会で税金用に本人名義で3万円を積み立てさせているため、手取りは1本3万円となります。

優勝賞金等はスライド8ページのとおりです。

以上の月給、褒賞金、懸賞金、賞金が力士の収入の4本 柱になります。

先ほどお話しした力士の収入は何所得に該当するか見てみますと、まず相撲協会から支払われる、月給と力士褒賞金は協会との契約に基づいて支払われるもので、給与所得に該当し、支払いの際、当然源泉徴収がされていることになりますが、支給金額が多額で他にも所得がある場合も多いので、確定申告が必要なケースが多いと思われます。

次に、場所毎にかけられる1本7万円の懸賞金は、相撲協会からではなく、各スポンサーから取組の勝者に支払われるもので、相撲というスポーツで稼ぎ出した力士の事業所得に該当することになります。

賞金(優勝賞金一千万円)はどうかというと、相撲協会から受ける相撲という労務の対価という意味で、給与所得かなとも思われますが、これは一時所得となっています。

一時所得というのは労務や役務の対価ではなく、クイズの賞金や生命保険の一時金というようなもので、千秋楽で優勝賜杯の贈呈式で表彰状を読み上げるのを聞いていると、「賜杯にその名を残し、永く名誉を称える」といっておりますので、名誉に対する表彰であるという観点から、労務の対価ではなく、臨時・偶発的に発生する一時所得とされているようです。

その他、優勝すると色々な副賞や金一封がもらえますがこれ は事業所得となります。

退職時にもらう養老金や勤続加算金はサラリーマンと同じ退職金となります。

このように、力士は税金面から見ると、給与所得者と事業所得者の二面性を持っているといえます。

まとめると、協会から保証されているものは、給与・退職所 得、自分の努力才覚によるものは事業所得、栄誉を表する対 価性のないものは一時所得となります。



所得税法は、所得を10種類に区分しています。

所得税法は各人の「所得の大きさ」を担税力の指標としていますが、同じ大きさの所得でもその「所得の性質」により担税力に差があります。

そのため、金額以外にも、所得の発生原因、発生形態を 考慮し、所得を区分し、各々の所得に適合した所得金額を計 算することとしているのです。

スライド11ページは、昭和34年に国税庁から発出された個別通達の一部です。

この通達では、力士の各種収入が何所得に該当するかが明らかにされています。

通達で所得区分が定められているとは、大相撲が国民的スポーツである証だといえるのではないでしょうか。

【プロ野球と税】

次に相撲同様国民的スポーツといってもいい、プロ野球について触れてみたいと思います。

プロ野球の組織体系はスライド12ページのとおりとなり、相撲と違って選手は原則、個人事業主となります。

球団が所属する日本野球機構(NPB)は、一般社団法人です。

日本相撲協会は公益財団法人でしたね。また、皆様方の昭和法人会は、今年4月に一般社団法人から公益社団法人 に移行されましたね。

ここで、財団法人と社団法人、また一般と公益の違いについて見てみます。

社団法人は、一定の目的で構成員が結合した団体のうち、 法律により法人格が認められ権利義務の主体となるものをいい、財団法人はある特定の個人や企業などの法人から拠出された財産で設立され、これによる金利・配当金及びその他の 運用益を主たる事業原資として運営する法人をいいます。

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、従来の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、一般社団法人・一般財団法人を登記のみで設立できる制度が創設されるとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度が創設され、平成20年12月1日から施行されています。

公益と一般の課税の範囲を表にしました(スライド13ページ)。

新たな公益法人制度における一般社団法人・一般財団法人に対する法人税の取扱いの概要は次のとおりです。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (以下、「公益法人認定法」といいます。)に基づく公益認定 を受けた公益社団法人・公益財団法人は公益法人等として 取り扱われ、法人税法上の収益事業から生じた所得が課税 対象となります。

ここで収益事業とは、法人税法施行令5条に限定列挙されている34種類のものをいいます。

なお、公益目的事業は収益事業から除かれているため、公 益目的事業から生じた所得は課税対象になりません。

次に公益法人認定法に基づく公益認定を受けていない一般 社団法人・一般財団法人のうち、法人税法上の非営利型法 人(①非営利性が徹底された法人・・・事業により利益を得 ること又は得た利益を分配することを目的としない法人 ②共 益的活動を目的とする法人・・・会員から受け入れる会費によ り会員に共通する利益を図るための事業を行う法人)の要件 を満たすものは公益法人等として取り扱われ、収益事業から 生じた所得が課税対象となり、非営利型法人以外の法人は普 通法人として取り扱われ、全ての所得が課税対象となります。

さて、コロナ禍においてプロ野球も少なからず影響を受けま した。

過去2年間の各球団の経営状況はどうだったのでしょうか。

日本のプロ野球の収入は、チケットや球場での飲食、物販など球場周りの売り上げが中心となっており、無観客試合や入場規制によるダメージは大きかったようです。

ただ、このダメージは球団の経営形態によって異なっていたようです。

すなわち、自社で球場を保有している球団は、コロナ禍前 は売り上げ規模が大きかった分、コロナ禍による影響も大きく、 一方、球場を間借りしている球団は経営規模が小さかった分、 ダメージも少なくて済んだというのが実態のようです。

コロナ禍は球団の経営を直撃したわけですが、意外にも選手年俸には響いていないようです。選手会が発表した外国人を除く全球団支配下選手の今期の平均年俸は4,312万円と調査を始めた1980年以降で最高額だそうです。

では一体どこから資金が出てくるのでしょうか。

スライド14ページをご覧ください。下線を引いたところですが、プロ野球においては昭和29年の古い通達で、球団の赤字を親会社が補填しても寄付金扱いにならず、広告宣伝費として全額損金になる取扱いが国税庁によって認められているのです。

したがって、多くの球団で親会社の支援があったものと思われます。

皆さんよくご存じのように、普通の会社は子会社の欠損金の 補填のために金銭を負担したら、子会社がよほど危機的な状況 になっていない限り、損金にほとんどできない寄付金となります。

また、Jリーグはじめ他のプロスポーツにはこの通達の適用はなかったため、プロ野球は特別だといわれてきました。

ただ、各球団は親会社の支援を当然としているのではなく、 独立採算を目指して経営をしているでしょうし、広島カープのように親会社を持たない球団もあります。

それではここで寄附金の損金算入限度額が設けられた趣旨 は何かを考えてみます。

法人の支出した費用が法人税法上の損金となるためには、 その法人の事業活動に必要なものでなければなりません。しか し、寄附金はその性質上、直接には反対給付のない支出で あるため、事業活動に必要なものであるかどうかの判定が極 めて困難です。

このような寄附金を無制限に損金として認めた場合、本来 課税されるべきはずの所得が寄附を通じて減り、税金の減少 を招き、結果的に国が法人に代わって寄附をしたのと同じこと 講演

になるわけです。

しかしながら、法人として事業を円滑に実施し、規模を拡大するためには、地域への貢献や福祉活動も必要であり、損金性が認められるとする考え方もあります。そのようなところに、ある種の損金性を擬制して、行政的便宜と課税の公平の観点から、統一的な限度額を設けて、それを超える金額については損金の額に算入しないこととしているわけです。

次に選手側の話をします。

2022年のプロ野球最高年俸は楽天の田中将大選手の9億円、中日の最高年俸は大野雄大選手の3億円だそうです。大野選手は先日来季の契約を3億プラス出来高で結んだと報道されていました。

プロ野球選手は給与所得者ではありませんが、球団は報酬を支払う際、源泉徴収が必要になります。

皆さんが税理士報酬などを支払う際、源泉徴収をしていた だいているのと同じです。

先月、ドラフト会議が行われましたが、契約金について課税 上の特例が設けられています。

プロ野球の契約金など、臨時所得に該当するものは、その効果が数年にわたると考えられること、また、金額が高額になることなどから、平均課税制度といって、所得税の負担を軽くする税額計算方法がとられます。

【Jリーグと税】

さて、「リーグの話題に移ります。

今年のワールドカップはカタールのドーハで行われます。

我々世代はドーハの悲劇はリアルタイムで中継を見ていました。平成5年10月の出来事です。おりしもその年の5月に Jリーグが開幕したのです。

最初10チームでスタートしたJリーグも今ではJ1からJ3まで計58チームが所属しています。

名古屋グランパスはいわゆるオリジナル10といわれるJリーグ発足当時からの老舗チームです。

今期優勝を決めた横浜 Fマリノスもオリジナル10の一つです。 ちなみに、オリジナル10で J2に落ちたことがないのは、横 浜 Fマリノスと鹿島アントラーズの2クラブのみです。

JリーグはJFAの傘下になりますが、JFAには日本フットボールリーグ(JFL)や日本フットサルリーグなども加盟しています。

Jリーグの選手もプロ野球選手と同様、個人事業主になります。

先ほど、プロ野球のところでコロナ禍の影響をお話ししましたが、Jリーグも例外ではありません。

ここでJリーグの歴史に残るかもしれない功労者が現れます。 専務理事の木村氏です。

スライド17ページにあるように、これまでプロ野球にしか認められていないといわれていた親会社からの援助に対する税務上の取り扱いについてJリーグにも適用がある旨の文書回答を国税庁から得たのです。

それだけではなく、スライド18ページにあるようにコロナ禍におけるプロスポーツのスポンサー企業が行う復旧支援を寄附金や交際費には該当しない、つまり支払った側が全額損金に算入できる旨、国税庁からお墨付きをもらったのです。

次に選手側の話をします。

Jリーグのサッカー選手もプロ野球の選手と同じように個人事業主であり、税務上の取り扱いは同様と考えてよいでしょう。

サッカーだけではありませんが、スポーツ界には助っ人といわれる外国人選手がたくさん日本を訪れています。多くは、非居

住者といわれ、日本人とは異なる税務上の取り扱いがなされます。

まず、非居住者とはどういう人をいうのかというと、居住者以 外の個人とされています。

居住者とは国内に住所を有し、又は、現在まで引き続き 1年以上居所を有する個人をいい、それ以外の人は非居住者 となります。

非居住者は、いわゆる国内源泉所得、大まかに言うと国内 の資産や労働から生じた所得に日本の課税権が及びます。

また、スライドの①から⑥に掲げた支払いをする場合は、 源泉徴収が必要になります。

非居住者というのは外国人に限りませんので、1年以上の海外勤務をしている人に①から⑥の国内源泉所得を支払う際に源泉徴収が必要になります。

ただし、厳密には日本が租税条約を結んでいる国の居住者に関しては、租税条約が優先されるので、それに従うことになります。

非居住者に対しては、国内源泉所得には、日本の課税権が及ぶと言いましたが、滞納整理に関して他国の滞納を日本で取り立てる制度を紹介します。

徴収共助という仕組みです。

日本は昨年6月までに海外の税務当局に63件の徴収を依頼、約9億円を受け取ったそうです。また、海外からの13件の要請に基づき約1億円を徴収したそうです。

【結びに当たって】

最後に皆様にお願いがあります。

一つ目は、従業員の方が確定申告される場合にスマートフォン等を活用してご自宅等からe-Taxで申告していただくことを勧めていただきたいということです。

二つ目は、皆様の会社等において税金の納付に当たり、 キャッシュレス納付をご利用いただきたいということです。

先ほどお話ししましたが、国税庁では皆様の利便性向上のためデジタル・トランスフォーメーションの取組を一層推進していきますが、その一環として是非ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

それでは、これで講演を終了いたします。ご清聴ありがとう ございました。

※この記事は11月14日の税務署長講演を要約したものです。 文責/公益社団法人昭和法人会





昭和税務署長賞

名古屋市立御劔小学校 大関 英子さん





昭和法人会会長賞

名古屋市立松栄小学校 坂野 紗音さん

第7回

税に関する給はがきコンクール

昭和法人会女性部会では、本年度も管内の小学校62校の6年生を対象とした「第7回税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。作品応募に当たっては、応募チラシを送付し管内小学校のご協力を得て作品募集を行いました。その結果、コロナ禍にありながら、総数152作品の応募がありました。

女性部会では、この応募作品を昭和税務署の幹部職員を含めた作品審査会を行い、9作品を入賞作品として選びました。

上位賞5作品は、11月13日(日)イオン八事店GGモールにて開催した昭和税務連絡協議会主催の「税に関する作品合同表彰式」にて、小学生の「習字」、中学生の「税の作文」「税の標語」とともに表彰されました。当日は、保護者の方々も多数参加され、受賞者の笑顔あふれる表彰式となりました。



昭和税務署長賞の大関 英子さん



昭和法人会会長賞の坂野 紗音さん



昭和税務連絡協議会会長賞の犬飼 佐和子さん



女性部会長賞の原 姫由哩さん



青年部会長賞の寺澤 哲さん









P 昭和税務連絡協議会会長賞

長久手市立北小学校 犬飼 佐和子さん



》 昭和法人会青年部会長賞

名古屋市立伊勝小学校 寺澤 哲さん





東郷町立兵庫小学校 原 姫由哩さん



優秀賞

名古屋市立御劔小学校 楠 理子さん



優秀賞

名古屋市立八事小学校 田中 杏奈さん



優秀賞

名古屋市立御劔小学校 田中 咲希さん



優秀賞

日進市立西小学校 小松 由依さん

^{令和4年度}税に関する作文/≥



昭和税務署長賞

「税に関する高校生の作文」 (国税庁主催)

名古屋市立若宮商業高等学校 3年 堀江 莉帆さん

『税金で救われるもの』

「税金」という言葉を聞いて私は、あまり良い印象をもちませんでした。何のために私たちは、わざわざ国に税を納めなければならないのか、納めた税は、一体どこにいき変えられているのかとても不思議で多少の違和感をもっていました。

しかし、この作文を機に詳しく「税金」について調べ

てみると税金は、身近なところに使われており、また特に 私たちの家庭では税金に助けてもらって生活できている ことが分かりました。身近なところで言うと、普段当たり 前のように使っている水や、安全に通学できるようにする ための道路の整備など国民が安心して暮らしやすい環 境をつくるために「税金」は、使われていました。過去 であれば、小・中学生の時に使っていた教科書も税金 によって使うことができていたのだと知り、両親や税を納 めてくれている大人の方々に今更ながら感謝の気持ちが あふれ、より物を大切に扱っていかなければならないと 思いました。

また、私の弟は特に税金に助けてもらっていると感じています。今は完治していますが弟が幼かった頃に、2回入院をしています。高額な医療費がかかったのだろう



東海納税貯蓄組合連合会会長賞

中学生の「税についての作文」(全国納税貯蓄組合連合会・国税庁共催)

名古屋市立天白中学校 3年 こんどう ねのん 近藤 寧音さん

『支え合う社会』

障害者手帳を知っている人はどのくらい、いるだろうか。私も最近までは知らなかった。しかし、反復性うつ 病障害を抱えている姉から

「この手帳は障害を所持している人を対象とした手帳だよ。」

と教えてもらった。姉の場合は鉄道、バス、携帯電話

料金などの様々な生活の保護を受けている。インターネットで障害者手帳について詳しく調べているとずるい、税金の無駄遣い、と心無い書き込みを見つけた。本当にそうだろうか。もし、生活や仕事に障害がある人に障害のない人と同じ負担がかかると障害のある人の負担はとても大きくなるだろう。しかし、税の三原則として税金は公平であるべきと決まっている。そのため、障害者手帳が存在しているのだ。税金は障害者から私のような健常者まで支えている。

例えば私の場合、小学3年生の頃に不審者に遭遇し た時、女性の警察官が

「もう大丈夫だよ、怖かったね。」

と優しく声をかけてくれたり、次の日は私の下校時の様子を見守ってくれたりしてとても安心したのを覚えている。



昭和納稅貯蓄組合連合会会長賞

中学生の「税についての作文」 (全国納税貯蓄組合連合会・国税庁共催)

名古屋市立円上中学校 3年 ^{あらかわ} ・ ^{みく} **荒川 実来**さん

『税でつくる架け橋』

私には親友がいる。彼女とは腹を割って話すことができ、取り留めのない話や、ふとした言動で、心の底から大笑いすることができる。そんな彼女との出会いは十五年前、保育園で行われていた未就園児と、その保護者向けの子育て支援広場でのことだった。当時の記憶は定かでは

ないが、母によると週に一度集まった子どもたちで歌ったり踊ったり、折り紙や工作などをして、楽しく過ごしていたそうだ。はじめて家族以外の人と遊ぶ子どもも多かったそうで、私もその一人だった。母自身もはじめての子育てだったため、子育て支援の場で友達を作れたり、息抜きができたりと、当時とても支えになっていた、と話していた。

そんな素晴らしい子育て支援広場、いったいいくらかかっていたのか、と母に尋ねてみたところ、「お金はかかっていなかったよ。」と教えてくれた。私は「なんでだろう。」と疑問に思った。今、通っている塾だって、妹が通っているスイミングスクールだって毎月月謝がかかっていることを知っているからだ。どうして無料なのかと尋ねると、「私たちが納めた税を使って、市が運営してくれているか

と親に聞いてみると、「社会保障費」つまり国民の皆さんが納めてくれている「税金」が補ってくれたおかげで、 高額な金額を払わずにすみ弟も無事、今も元気に生きることができているといっていました。弟は、重度の障がいをもっていることもあり、自ら税金を納めることが困難ですが、これも「税金」によって助けられています。

私は「税金」に良い印象が最初はありませんでした。 しかし、作文を通して調べていくうちに、私たちが納めた税金によって弟のように救われる命があるかもしれない と思いました。また、日本では当たり前のようになっていること、例えば救急車を呼ぶのが無料だったり、医療費が税金で補助されていたりなど、海外だったら当たり前のようにお金をとられることも日本では、税金が私たちの盾になってくれています。 私も、来年から社会人になり本格的に税を納める一人になります。今まで、自分を含め家族が税金によって助けてもらったことをしっかり私が、税金を納めることで恩返しできたらと思います。納めた、たった数十円が今後の日本や、国民の人生を左右するのかもしれないと思ったら、「税金」を納めることに誇りをもちたいと思いました。

そして、再発防止のためにパトネットあいちでメールを送信し、被害者を増やさないようにしてくれた。警察の給料は税金から支払われている。もし、税金がなく、警察がいなかったら私はどうなっていたのだろう。今振り返ると警察がいて良かったと思っている。

私はこの作文を書くまで自分の周りにある税金は消費 税しか思いつかなかった。そして、税金が好きではな かった。なぜ百円の商品を購入して百十円支払わなけ ればならないのだろう、と思っていた。しかし、税金は 私たちのために使われているとわかった。障害者の方々 の負担を軽くする障害者手帳、平和を守る警察官、い つも何気なく歩いている道路、命を助ける救急車、私た ちが知らないだけで数えきれない程の様々な面で支えて いる。以前の私のように税金が好きではない人がいるか もしれない。しかし、税金を納めることで自分やみんなを 支えているのだ。一人が税金を納めるのでは小さな力 かもしれない。しかし、みんなが税を納めることで大きな 力となり、支えられている人がいる。一人はみんなのた めに、みんなは一人のために。そんな社会をこれからも 続けていきたい。

私が今できることは税金の知識を蓄え、友人や家族に広めていくこと、自分がみんなに支えられていることを 当然だと思わず、感謝の気持ちを忘れないことだ。そして、社会に出た時にしっかり税を納めてみんなを支える 大人になろう。

らだよ。」と話してくれた。驚いた。なぜなら、今まで私にとって税は「よく分からない難しいもの」という認識に過ぎなかったからだ。まさか私達の出会いに、その「税」が関わっていただなんて夢にも思わなかった。

そこで身近な税について知りたくなり、祖母に聞いた。 すると、「税を払わなくても良い場合があり、それにすごく 助かっている。」とのことだった。祖母は何年も前に祖父を 亡くしており、貯金を払い戻したときにかかる税金を払わな くても良いとの事だった。私には難しい話だったが、今の 話を聞いて、祖母が非常に助かっていることが分かった。

今回、税について色々聞いたり、考えたりしてみて私 たちの生活の助けになっていることがたくさんあることが分 かった。税によって子育て支援が行われて、私と親友は 出会うことができ、母は友達をつくることができた。祖母も 安心して暮らしているようだ。私も社会人となり、納税す る立場になったら、自信を持ってみんなのために納税した いと思っている。次世代の子どもたちにも、私が受けた 子育て支援などのサービスを受けてほしいし、そういった サービスを継続させていってほしいと思っている。

私と親友、母と友人、祖母の安心な暮らし、私が将来自信を持って納税したいという気持ち、それらにはそれぞれ「税でつくる架け橋」によって結ばれている。その架け橋を大切にしていきたいと思った。また、その架け橋が壊れないように、そして強くなるように今まで日本を支えて来た方々に負けないように、私たち若い世代が今を大事に頑張っていきたい。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

- ◆ インボイス制度は、令和5年10月 | 日から始まります。また、令和5年10月 | 日からインボイス発行事業者になる場合は、原則として令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。 現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。
- ◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

国税庁ホームページへ



① 国税庁「インポイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

② <u>「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」</u> 免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や 下請法等を踏まえた解説をしています。

②公正取引委員会 ホームページへ





インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート(登録編)



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から・・・

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

□ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の**課税事業者である売上先**は、仕入税額控除のために貴社が交付する**インボイスの保存が必要**ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%) を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、**売上先に直接相談する**ことも考えられます。

□ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在**免税事業者の方**であっても、登録を受けると、**課税事業者として申告が必要**となります(**簡易課税制度を適用することで、**仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する**事務負担の軽減を図る**ことができます)。
- 登録を受けている間は、**基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、**課税事業者として申告が必要となります。
- **登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが**、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

□ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 令和5年10月 | 日のインボイス制度の開始当初からインボイスを交付する場合は、**令和5年3月3|日までに、登録申請手続を行う必要**があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート(売手編)



次に売手としての準備に取りかかりましょう

- 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう
- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- **都度「納品書」の交付**か、**月締め「請求書」の交付**か、**レシート・手書き領収書の交付**があるかなど確認しましょう。
- 交付している書類等につき**どう見直せばインボイスとなるか**検討しましょう
- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に | 円未満の端数が生じた場合「 | のインボイス当たり税率ごとに | 回」端数処理を行うことになります。
- 相互に関連する**複数の書類で記載事項を満たすことも可能**です。
- 〇 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕 入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、**システム改修等も含めて**考えましょう。

□ 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備に とって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。
- インボイスの**写しの保存方法や売上税額の計算方法**を検討しましょう
- 写しの保存は、**コピーに限られません**。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- **売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります**。(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)
- 必要に応じて**価格の見直し**も検討しましょう
- それまで**免税事業者だった方**は、**商品やサービスの価格について消費税を加味して見直し**ましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート(買手編)



その次に買手としての準備に取りかかりましょう

簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- **簡易課税制度を適用**する場合、仕入税額控除のために**インボイスの保存は不要**です(よって、**以下の項目は検討不要**)。
- 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう
- 継続的でないような**一度きりの取引、少額な取引**についても原則として**インボイスの保存が仕入税額控除の要件**となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインポイスの保存が不要となる特例もあります。
- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たし ているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう
- 仕入先がインボイス発行事業者の**登録を受けるかどうか事前に確認**しましょう。
- **何がインポイスとなるか**について、仕入先との間で**認識を統一**しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る**経過措置**(80%・50%控除)**の適用**を受けるには、**区分記載請求書の保存が必要**です。 0
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。 0

帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も**帳簿の記載事項は変わりません**。
- インボイス保存不要な特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その**旨の記載が必要**です。
- 仕入税額の計算方法は、**積上計算と割戻計算があります**。(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)

昭和法人会からのアドバイス!!

↑確定申告会場は、大変混み合います。/

会社の役員や従業員の皆様へ ご自身のパソコンやスマートフォンを活用した 確定申告書の作成のおすすめ

令和4年分確定申告においては、来年2月から3月に税務署が開設する確定申告会場には、「ふるさと納税に係る寄附金控除」や「医療費控除」などの申告手続きのため、多くの方が来場されることが予想されます。

この確定申告会場においては、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの防止のため、手指の消毒のほか入場制限などが行われる見込みです。

したがって、会社の役員や従業員の皆様には、多数の方が来場される確定申告会場に出向くことなく、 ご自宅でご自身のパソコンやスマートフォンから国税庁ホームページにアクセスし、確定申告書を作成 いただき、e-Taxで提出していただくことを推奨いたします。

なお、作成した確定申告書を書面ではなくe-Taxを利用して提出していただくことにより、作成・印刷した確定申告書や添付書類(本人確認書類の写しやふるさと納税に係る寄附金の受領証等)を税務署に持参又は郵送する手間が省け、早期に還付金を受領することもできますので、併せてご案内いたします。

文責(公社)昭和法人会

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出 をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は 期日を指定して納付することができます。



所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン (又は、ICカードリーダライタ)を準備すれば、スマートフォン (又は、自宅のパソコン)からe-Taxで提出できます。

e-Taxを利用して所得税及び 復興特別所得税の申告をすると こんなメリットが!

添付書類の提出省略(注)

還付がスピーディー

(注)法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を 求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。 さらに詳しくはWEBへ

イータックス



簡単・便利なe-Tax♪



毛からのe-Taxでこんないいこ

✓ 確定申告会場に来場する必要なし!



混雑する会場に行かなくてもよい! 外出を要しない自宅からのe-Taxは、

最も有効な感染防止策!

- ✓ 申告書の印刷・申告書及び添付書類(本人) 確認書類やふるさと納税に係る寄附金の受 領証等)の税務署への持参や郵送がる 一部の書類は提出が必要です。
- 早期 (3週間程度) に還付金を受領! 書面提出の場合は1か月~1か月半程度で還付

申告書作成・送信の流れ

STEP1 マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマホを準備

※ 事前にマイナポータルアプリのインストール・設定が必要です。

STEP 2 「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、

確定申告書を作成・送信

画面の案内に沿って入力・操作をすれば、自動計算で確定申告書 の作成・送信ができます。※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。





作成コーはこちら

作成コーナー





カメラで給与所得の源泉徴収票を 読み取り、金額・支払者情報等の 記載内容を自動入力!

分からないことがあっても、自宅で解決できます!

(YouTube 「国税庁動画チャンネル」)で操作方法を確認



■ 動画はこちら

確定申告 動画



申告内容に応じた 操作方法を確認 できます!





チャットボットでの相談

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

チャットボットや電話で相談



e-Taxや確定申告書等作成 コーナーの操作方法について e-Tax・作成コーナーヘルプデスク



(全国一律市内通話料金) (祝日など及び年末年始を除く)



※ 受付時間は、最新の情報をe-Taxホームページで ご確認ください。

となります。)。

申告や納税について

※ 掲載コードのリンク先は、予告なく変更又は削除する場合があります。

最寄りの税務署へお電話ください(最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページ等でご確認ください。)。





税 名古屋国税局・税務署

さぁ自宅でe-Tax! 魔婦 ひまり 確定申告書等作成コーナー から

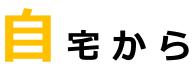
Ė 動 計 算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪



📋 動 入 カ

マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪



確定申告はご自宅で!スマホで申告できます♪





「自宅からのe-Tax」 5つのメリット!

印刷・郵送代

税務署への持参



確定申告期間の利用可能時間



還付金

添付書類



※一部の書類は除きます



※メンテナンス時間 を除きます



3週間程度で還付!

書面提出の場合は 1か月~1か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック



医療費控除

and and

こちらからアクセス!



確定申告動画



スマホ申告 マイナンバーカード方式



国税庁 法人番号7000012050002

右面もご確認ください

確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら♪

スマホで申告!

カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力!





源泉徴収票の 記載内容を 自動入力!

スマホがICカードリーダライタの代わりに!

用意するものは次の2つ



マイナンバーカード



マイナンバーカード読取対応 のスマートフォン

ICカードリーダライタ不要!



マイナポータルアプリを インストールするだけ!



令和5年1月以降)

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に!※







②電子署名の付与 (読取2回目)











※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です。

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に!

パソコンの画面もリニューアル!









スマホ画面







パソコン画面

・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

R4.8

国税の納付は

6つのPay 払い (○○ペイ) から 納付手続きが行えます!









LINE Pay Pay amazon pay



令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。





いつでもできる! 場所を選ばず どこでもできる!

「国税スマートフォン 決済専用サイト」に アクセス!

Pay 払い (OOペイ) を選択し、画面の表示 に従って手続き!

留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払い (〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、 ご利用ができない税目があります。
- 一度の納付での利用上限金額は30万円です。
 - ※ 利用する Pay 払い(○○ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。
 - ※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。 なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメール アドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)をご覧ください。



一般 国税庁



R4.11

納付手続の特徴一覧

納付手段	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト 納付	e-Taxで申告をされている方源泉所得税の毎月納付など、頻繁に納付手続きをされる方日付を指定して納付されたい方	・e-Tax利用開始届 出書の提出 ・ダイレクト納付利 用届出書の提出	・全ての税目 ※納付手続方法により利 用できない税目あり	・金融機関により 異なる
振替納税	・申告所得税や消費税 (個人)の確定申告 書を毎年提出する必 要のある方	・振替依頼書の提出	・申告所得税 ・消費税(個人)	・制限なし
インターネット バンキング等	・e-Taxで申告をされ ている方 ・インターネットバン キングやモバイルバ ンキングを利用され ている方	・e-Tax利用開始届 出書の提出 ・インターネットバ ンキング又はモバ イルバンキングの 契約	・全ての税目 ※納付手続方法により利 用できない税目あり	・金融機関により 異なる
クレジットカード 納付	・クレジットカードを 利用されている方 ・インターネットに接 続できるPC・スマ ホ等をお持ちの方	クレジットカード※納付税額に応じた決済手数 料あり	・全ての税目 ※印紙を貼りつけて納付 する場合等、利用でき ない税目あり	・1,000万円未満 かつカード利用 可能範囲内

地方税より納付方法のご案内

○『地方税共通納税システム』から、次の税金が利用できます。
①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税⑤事業所税 ⑥個人住民税(特別徴収分、退職所得分)。
詳しくはeLTAXホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp)をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。 なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。 金融機関に行かなくても 自宅で国税と地方税の 納付ができるね



利用可能時間

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。



e-Taxの利用可能時間

月曜日~金曜日(休祝日及び12月29日~1月3日を除きます。)24時間 (注)休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始となります。 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分~24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



е-тахホームページ https://www.e-tax.nta.go.jp

イータックス





利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は $\lceil e-Tax$ ・作成コーナーヘルプデスク] (TEL.0570-01-5901) へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日〜金曜日 9時〜 17時(土日祝日及び 12月 29日〜1月3日を除きます。)です。



令和3年9月

スマートフォン決済アプリを 利用した納税について



~PayPay、LINE Pay、PayBをご利用いただけます~

納付書に印刷されている「コンビニ収納用バーコード」をスマートフォンやタブレット端末のカメラ機能で読み取り、即時に支払いができるスマートフォン決済アプリ(以下「アプリ」といいます。)を利用することで、銀行やコンビニ等に行くことなく、「いつでも・どこでも」愛知県の県税を納税できます。

なお、ご利用時に読み取るバーコードの情報には、個人が特定できる情報は含まれておりません。

○利用可能なアプリ

PayPay、LINE Pay(令和5年3月31日まで)、PayB

○対象税目

県税の全税目

※納付書 1 枚あたりの合計金額が 3 0 万円までの納付書 (バーコード印字があるもの) に限ります。

○ご準備いただくもの

- 1 スマートフォンまたはタブレット端末
- 2 愛知県が発行したコンビニ収納用バーコードが印刷されている県税の納付書

○ご利用方法

対象アプリをスマートフォンにインストールのうえ、アプリの請求書の支払いサービス等を 利用して、納付書のバーコードを読み取ることにより納付することができます。

詳しくは、各アプリ事業者のウェブページでご確認ください。

PayPay: https://paypay.ne.jp/

LINE Pay: https://pay.line.me/portal/jp/main

PayB: https://payb.jp/

○注意事項

- 事前に利用登録や、チャージ(PayPay、LINE Pay)または登録した銀行口座の 残高(PayB)が必要です。
- 2 別途通信料が発生します。
- 3 手数料はかかりません。※領収証書及び自動車税種別割の納税証明書(継続検査・構造等変更 検査用)は発行されません。
- 4 令和5年4月より地方税共同機構が受け皿となり、決済可能業者が拡大しますが、対応時期は業者ごとに異なる見込みです。

【お問い合わせ先】

愛知県名古屋南部県税事務所 徴収課

電話 052-682-8922 (ダイヤルイン)

eLTAX (エルタックス)では、令和元年10月から法人県民税及び法人事業税の電子納税が地方税共通納税システムにより運用されています。

◆全ての地方団体へ電子納税できます

地方納税共通納税システムにより、全ての地方団体に一括して電子納税ができます。また、既存の電子納税の 方式に加え、「ダイレクト方式 | もご利用いただけます。

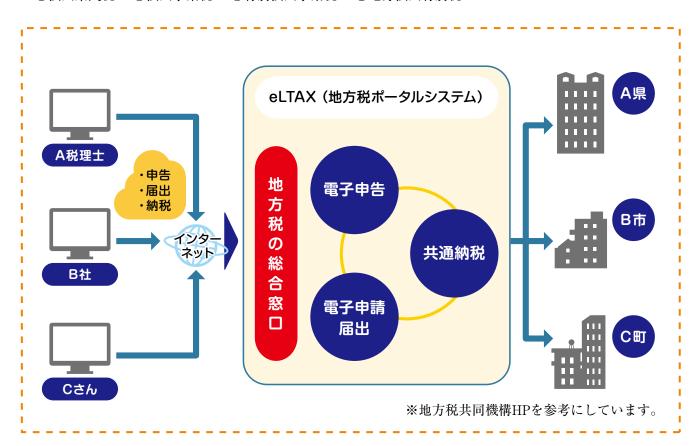
ダイレクト方式とは、納税者が事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納税する方式です。これにより、税理士等の代理人による納税手続きが容易にできます。

◆一度の手続きで複数の地方団体に納税できます

納税者は、一度の手続きで複数の地方団体あての納税が可能となり、納税先ごとの納付書作成や、地方団体の指定・収納代理金融機関等に持ち込むといった事務負担から解放されます。

◆納税できる県税は

○法人県民税 ○法人事業税 ○特別法人事業税 ○地方法人特別税



◎詳しくはこちらをご覧ください。

愛知県 税務課 電子納税



【お問い合わせ先】

愛知県名古屋南部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ 電話 052-682-8923 (ダイヤルイン)

個人市民税・県民税 給与支払報告書の提出

●個人別明細書と総括表の提出について

1 提出期限

なるべく令和5年1月20日(金)までに提出をお願いします。(提出期限は令和5年1月31日(火)です。)

2 個人別明細書の提出対象

令和4年中に給与等の支払を受けた方で、

- (1) 令和5年1月1日に給与等の支払を受けている方
- (2) 令和4年中に退職した方(注)
 - (注)個人別明細書の提出義務があるのは、令和4年中の支払金額が30万円を超える方ですが、支払金額が30万円以下の方についても、提出のご協力をお願いします。

3 提出先

令和5年1月1日(退職者については退職時)に名古屋市内に住所がある方の個人別明細書に総括表を添えて、 名古屋市個人市民税特別徴収センターに提出してください。

提出の際には、年末調整関係の資料に同封の返信封筒をご利用いただきますようご協力をお願いします。

●提出は電子申告が便利です

給与支払報告書は、地方税ポータルシステム「eLTAX」(https://www.eltax.lta.go.jp/)を利用して電子申告することができます。

自宅やオフィスのパソコンなどから複数の市町村へ一括して申告することができ、とても便利です。ぜひ ご利用ください。

●よくあるご質問について

『給与支払報告書の作成と提出についてよくあるご質問』を名古屋市公式ウェブサイト (https://www.city.nagoya.jp/)に掲載していますので、給与支払報告書をご提出いただく際の参考としてください。

名古屋市は個人市民税の特別徴収を推進しております。事業者の皆様にも、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号(丸の内会館) 名古屋市個人市民税特別徴収センター 電話(052)957-6930

償却資産(固定資産税)申告書の提出

1 償却資産とは

土地・家屋以外の**事業の用に供することができる有形の固定資産**(構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・ 運搬具、工具・器具・備品など)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定により 所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

2 申 告

毎年1月1日現在に償却資産を所有されている方が納税義務者になりますので、資産の所在する区ごとに申告書を作成していただき、資産の所在する区を担当する市税事務所へ申告していただきます。

提出期限は令和5年1月31日(火)です。提出期限間近になりますと、窓口が混雑いたしますので、なるべく令和5年1月20日(金)までの提出にご協力ください。

3 提出先

名古屋市では、市税に関する事務を栄市税事務所、ささしま市税事務所、金山市税事務所で行っています。これに伴い、償却資産申告書の提出先、お問い合わせ先が、資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産係となっています。下記の該当する市税事務所固定資産税課償却資産係へご提出ください。なお、窓口が混雑することが予想されますので、郵送による申告書の提出にご協力をお願いします。

なお、ささしま市税事務所は、令和5年1月4日に移転し、名称が「本陣市税事務所」に変わっておりますので、 申告の際にはご注意ください。

資産の所在する区		担当する事務所	所在地	連絡先
昭和区 天白区 南区	瑞穂区 熱田区 緑区	金山市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)	TEL (052) 324-9809 FAX (052) 324-9826
千種区 北 区 守山区	東 区 中 区 名東区	栄市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	TEL(052)959-3309 FAX(052)959-3319
西区中川区	中村区 港 区	本陣市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒453-8626 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階)	TEL (052) 433-4028 FAX (052) 433-4066

日進市・長久手市・東郷町に所在の会社の方へ

個人市(町)民税・県民税に係る「個人別明細書」と「総括表」及び「償却資産(固定資産税)申告書」の提出要件は、前記の名古屋市の場合と同じです。

それぞれ会社が所在する市町の税務課宛にご提出ください。

会社の所在地	提出先・問合せ先	所在地	代表連絡先
日 進 市	日進市役所税務課 (市民税係・資産税家屋係)	〒470-0192 日進市蟹甲町池下268	TEL(0561)73-7111
長久手市	長久手市役所税務課 (市民税係・資産税係)	〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1	TEL(0561)63-1111
東郷町	東郷町役場税務課 (町民税係・資産税係)	〒470-0198 愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地	TEL(0561)38-3111



令和5年度 税制改正要望

行動する法人会

法人会では、毎年中小企業を中心とする企業側の意見等をまとめ、法人会の発足以来、「税制改正に関する要望・提言」を、法人会活動の大きな位置付けの一つとして捉え、税制委員会が中心となって各会から出された意見等をもとに、県連・全法連へと順次意見を取り次ぎ議論を重ねて、全国440法人会の総意として「令和5年度税制改正に関する提言」を取りまとめました。昭和法人会が提出した意見もこれらに反映されています。

このまとめられた提言をもとに、愛知県下20の法人会では、それぞれ地元出身の国会議員に直接行動することとし、当昭和法人会では、吉田税制委員長、相羽税制副委員長を筆頭に、直接近藤昭一衆議院議員及び池田佳隆衆議院議員にそれぞれ中小企業の声を直接強く訴え、「税制改正の提言書」を手渡し、要請内容が国会に反映されるよう要請行動を実施しました。

また、地元自治体の市長・町長及び市・町議会議長 並びに商工会長にも、提言書を交付し、中小企業を中 心とした税制意見を届けています。

令和5年度 税制改正 スローガン

- ●ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を!
- ●適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- ●厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を!
- ●中小企業にとって事業承継は需要課題。本格的な事業承継税制の創設を!



衆議院議員 近藤昭一氏(立憲民主党)への要請行動



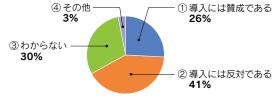
衆議院議員 池田佳隆氏 (自由民主党) への要請行動

令和5年度税制改正に関するアンケート結果 (有効回答総数11.824名)

Q1 中小企業向けの税制で特に重視すべき点について、 2つ以内で選んでください。

② 設備投資・研究開発を促進する税制
③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制
④ 役員給与の損金算入の拡充
⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大
⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充
⑦ その他

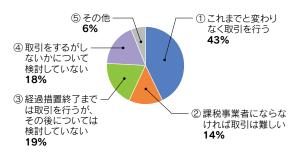
Q3 インボイス制度が導入されることについて、どう考えますか。 ④ その他 ______ ① 導入には賛成である



② 事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んでください。

① 当面は利用状況等を注視
② 生前贈与制度の更なる拡充
③ 納税猶予制度の特別措置の更なる拡充等
④ 本格的な事業承継税制の創設
⑤ その他

Q4 インボイス制度導入後の免税事業者との取引について お考えをお聞かせください。



法人会全国大会〈千葉大会〉

●令和4年10月13日(木) ●幕張メッセ 幕張イベントホール





去る10月13日(木)、第38回法人会全国大会が千葉市の幕張メッセにおいて全国から約1,900名の会員、関係者が参加し、盛大に開催されました。一昨年の岩手大会はコロナ禍の影響により中止となり、昨年は再度岩手にて開催しましたが、折からのコロナの感染拡大にて規模を縮小しWeb開催となったことから、全国の会員が一堂に会しての開催は3年振りとなりました。

本年の第一部の記念講演では、アナウンサーとしてご活躍のジャーナリスト 安藤優子氏に「女性がテレビで働くということ」と題し、アナウンサー時代の数々のエピソードなどを含め、苦労された経験などをお話しいただきました。

第二部の式典では、小林栄三全法連会長の挨拶に続き、阪田渉国税庁長官、熊谷俊人 千葉県知事、神谷俊一千葉市長の各来賓から祝辞を頂戴し、その後、会員増強・研修・福 利厚生部門での成績優秀県連等の表彰に続き、「令和5年度税制改正に関する提言」の趣 旨説明・報告が行われました。その他、青年部会による租税教育活動の報告とともに「大 会宣言」が満場一致により採択されました。

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

新型コロナウイルス感染症により甚大な打撃を受けたわが国経済は、最悪期を脱し、「ウィズコロナ」期に入ったと言われている。しかしながら、急激な物価上昇に見舞われ、先行きの不確実性が急速に増している。

国家的課題である財政健全化は困難を極めている。 国債で賄った莫大なコロナ対策費の償還財源について、返済計画を着々と進める欧米諸国がある一方、わが国はこの問題を封印してきた。さらに、先進国で最速スピードの少子高齢化に加え、人口減少という深刻な構造問題も抱えている。将来世代に負担を先送りせず、現世代で解決するよう具体 的な方策を早急に策定することが重要である。

地域経済と雇用の担い手である中小企業はわが 国経済の礎である。長期にわたるコロナ禍の影響が 依然として残っている上、エネルギーや原材料価格 の高騰が重なり、経営環境は一段と厳しさを増して いる。健全な経営に取り組んでいる企業が十分に能 力を発揮し、その土台が揺らがないよう税財政や金 融面での実効性ある対策が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する 税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とす る「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるも のである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和4年10月13日 全国法人会総連合 全国大会

令和5年度 税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済を どう進めるかが最大の課題である。
- ・すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

1. 財政健全化に向けて

- ・これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。
- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財 政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福 祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という 正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとと

- もに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制 するしか方法はない。
- ・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と 範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要であ る。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担な どの本人負担については、高齢者においても負担能力 に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、 「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基 礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜 本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるため に真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリを つけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を 見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見 直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な 運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
 - また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推 進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員 削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の 抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、 未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに 表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

・我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階 に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このた め、業種によっては依然として苦境から脱出できないで いる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよ う十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

・中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置 租税特別措置については、公平性・簡素化の 観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整 理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革 新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり 制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備

を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化 法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定 資産税の特例(先端設備等導入制度)等を適用 するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事 業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定につい て弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の 活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小 企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくな れば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。
- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業 承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
 - ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、 平成29年以前の制度適用者に対しても要件を 緩和するなど配慮すべきである。
 - ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対

策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休廃業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより 重要な課題となっている。消費税の制度、執行面 においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。
- ・地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化 戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新た な地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠

- である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助 の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確 保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行 財政改革には、「事業仕分け」のような民間の チェック機能を活かした手法が有効であり、各自治 体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

- 1. 納税環境の整備
- 2. 環境問題に対する税制上の対応
 - ・欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存の エネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から 十分な検討が行われるべきである。
- 3. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
 - ①基幹税としての財源調達機能の回復
 - ②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理 的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除 については累次の改正の影響を見極めながら、 適正化を図るべきである。

③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

(1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要はあるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

- (2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。
 - ①贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - ②相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇

に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より 収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に 見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の 観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲 を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万 円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の 事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等 を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以 降改定がなく据え置かれているため、大幅に引 き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的 に応じて土地の評価を行っているが、行政の効 率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課稅

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を 課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を 実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安 易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反する ことのないよう配慮するとともに、税収確保のために 法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分(令和4年度は500億円)されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3) 電子申告

名古屋市内9法人会合同講演会 開催案内

•‱『スポーツから学んだ人生のたからもの』

●講師:順天堂大学大学院教授

順天堂大学スポーツ健康科学部副学部長 発木 大地氏

■ 令和5年2月9日(木) 13:30~15:00

場所 日本特殊陶業市民会館 フォレストホール

名古屋市中区金山1-5-1 (地下鉄名城線「金山駅」より連絡通路あり

参加費 無料

(この講演会は法人会会員以外の方も参加できます)

鈴木大地氏 略歴

- ◆バサロ泳法を駆使し1988年ソウル五輪の100m背泳ぎで金メダルを獲得。
- ◆日本人でも水泳競技において世界で戦えることを示したパイオニア。 母校である順天堂大学で教鞭をとりながらコロラド大学客員研究員、
- ◆ハーバード大学水泳部コーチなどを経て、2015年初代スポーツ庁長官に就任。 現在も日本オリンピアンズ協会会長、公益財団法人日本水泳連盟会長、 国際水泳連盟理事 (FINA)、JOC 理事をはじめ様々な要職を務める。

「大規模法人合同講演会」

- ●令和4年10月21日(金)/熱田神宮会館
- ●講師/名古屋国税局 調査部長 西村 佳久 氏 同調査部 調査審理課長 小山 太郎 氏
- ●演題/「税務行政の現状と課題」 「申告書作成のチェックポイント」

昭和法人会大規模法人部会では、資本金1億円以上の企業にお集まりいただき、10月21日(金)、昭和・熱田・中川・半田法人会の4つの法人会が合同で「合同講演会・研修会」を熱田神宮会館にて開催し91名が受講されました。

第一部は、名古屋国税局 調査部長 西村佳久氏に講師をお願いし、西村部長は「税務行政の現状と課題」と題して、「税財政の現状」「国税庁の組織、任務と使命」「税務行政のDX」「インボイス保存方式への対応」「国際課税の現状と課題」「税務CGの充実に向けた取組」のパートに分け、それぞれ映像資料を活用しながら、現在調査部として捉えている課題等について、幅広い見識の下で分かりやすくお話しいただきました。

第二部の税務研修会では、名古屋国税局 調査部 調査審理課 長 小山太郎氏により、「申告書作成のチェックポイント」を テーマに、日頃申告書を審理する立場から、昨今、申告書の 作成時に誤りが多い事項や注意点を、また、「申告書の自主



名古屋国税局 調査部長 西村佳久氏

点検と税務上の自主監査に関する確認表」の 活用についても詳しく解説されました。

参加者は、経理担当等実務を担当されている方が多く参加されており、新型コロナ感染防止策を行う中での講演・研修会となりましたが、最後まで熱心にメモを取っていました。

また、第三部では、熱田税務署法人課税第一統括官 大原一裕氏から、「消費税のインボイス制度」について、現下の申請書の提出状況や、今後同制度の運用に当たっての留意すべき事項などを解説いただきました。

市内ブロック連絡協議会「経営講演会と税務研修会」

●令和4年10月28日(金) 熱田神宮会館



講師の長谷川幸洋氏

=第一部=

- ●講師/元東京・中日新聞論説副主幹/ジャーナリスト 長谷川幸洋 氏
- ●演題/『激動する世界~日本の針路を考える』

名古屋市内ブロック (瑞穂区・昭和区・天白区ブロック)では、本年も合同で経営講演会と税務研修会を熱田神宮会館にて99名の参加者を集め開催しました。

第一部の講師である長谷川幸洋氏は、以前にも当会で ご講演いただきましたが、役員の皆さんの熱いリクエス トにより、今回のご講演が実現しました。

今回のお話は、昨今の日本を取り巻く各種問題の中で、まさに今、世界中が激震しているロシアのウクライナ侵攻に関することから始まりました。

軍事大国ロシアの侵攻に対し、なぜ、ウクライナが持ちこたえているのか? そして今後、どのようになっていくと考えられるのか?

講師は、ロシア国内の現状やアメリカの対応等を自身 の情報・分析能力を駆使し、そこから想定されること、 想定して対処しなければならないことは何か?

日本の領土の北の端はロシアと接しており、西の端では、韓国・北朝鮮、台湾と接しており、その背後には中国の存在がある。そして世界はどのように動いているのか?日本がとるべき針路は?そして世界は?

…といった内容を具体的に次々と示され、その 後、中国の動静についても触れられました。

中国は共産党大会が閉幕し、習近平体制の盤石化と総書記3期目体制が始まりました。しかし、今後中国が抱える課題として不良債権問題とゼロコロナ政策について、これらが抱える課題について深く解説されました。

参加者は、刻々と移り変わる世界情勢について、 評論家としての生の声を聴き、今後日本が置かれる 立場や企業運営への影響など、いずれも関心の高い 事項であることから、最後までしっかりと熱弁に耳 を傾けていました。



:) 昭和法人会市内ブロック連絡合 同 講 演 会・研 修 会



=第二部=

- ●講師/昭和税務署 法人課税第一統括官 梅山竜樹 氏
- ●研修議題/『なるほど納得 インボイス制度』

第二部の「税務研修会」では、昭和税務署の梅山法人課税第一統括官に講師をお願いし、現在取り組まれている税務行政の現状や課題を詳しく説明していただいたほか、令和5年10月から導入されるインボイス制度について、「消費税インボイス制度対応ガイド」(冊子)に沿って商売において影響が出る事項やこれまでの申請書の提出状況などを設問を交えながらお話しいただきました。

● 令和4年9月度税務研修会

令和4年9月28日(水) 名古屋市公会堂



講師の副署長 木下真紀子氏

令和4年9月28日、「第1回税務研修会」を名古屋市公会堂 で開催しました。

今回の講師は昭和税務署副署長木下真紀子氏、法人課税第一部門統括国税調査官梅山竜樹氏にお願いし、最初に木下副署長から「租税教室についての意見交換」と題しプロジェクターを使用して分かりやすく説明をしていただきました。

木下副署長は国税庁で広報広聴室課長補佐や広報専門官の ご経験もあり、全国各単位会で行われている租税教室の現状な ど、普段では聞くことができない貴重なお話でした。

また、今話題のICTを活用した新しい租税教室の運営方法について、現在、青年部会が行っている方法と比較しながら、今の方法で良いところや今後オンライン等による開催、GIGAスクールPCを活用したオンライン(リアルタイム・オンデマンド)による開催などの説明をしていただき、今回ご紹介いただいた内容を踏まえ今後の青年部会の租税教室活動に活かしていきたいと思います。



梅山第一統括官の質問に答える青年部会員

引き続き、梅山第一統括官から、令和5年10月1日からスタートする、消費税の仕入税額控除方式としての「インボイス制度」について説明をしていただきました。

適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し登録を受ける必要があります。既に登録申請の受付が開始されており、令和5年3月31日までに行う必要があるとの説明がありました。今回は「インボイス制度について(実務編)」と題して「消費税インボイス制度対応ガイド」(冊子)に沿って少し踏み込んだ内容で、設問を交えながらご説明いただきました。青年部会員の業種も多種多様であることから熱心にメモを取りながら拝聴させていただきました。

今回の研修会は、いずれも実践的要素が多く含まれていま したので、非常に中身が濃く有意義な研修会となりました。

研修担当副部会長 穂刈紀希



「税」のこと〜法人会・青年部会の魅力〜

時間 17:30~19:00 開催場所 ラグナスイート名古屋

名古屋市中区錦 3-12-13 TEL(052)954-0081



■ 第36回 全国青年の集い沖縄大会

第36回法人会全国青年の集い「沖縄大会」が令和4年11月24・25日に沖縄市沖縄アリーナにて開催されました。コロナ禍でのフル開催は3年ぶりとなりましたが、感染症拡大対策をとりながら例年通りに役員一同での参加となりました。

租税教育活動プレゼンテーション健康経営大賞では全国の 選りすぐりのエントリー単位会による活動発表がなされ、租 税教室への情熱と工夫を凝らした活動内容にとても感心し良 い参考になりました。

部会長サミットでは「部会員増強と会の活性化」と言う テーマで、各地で取り組んでいる事例をもとに明日からの部 会活動に活かせるような充実した内容でした。

そして、記念公演での「吉村健佑」氏の医師の視点から考える健康経営の講話はとてもわかりやすい内容で大変勉強になりました。

総勢2,300人が出席した大親睦会では地元出身のお笑い芸人パッション屋良さん、モデルの長嶺花菜さんMCによる空手演武のパフォーマンスを楽しみました。

夜は、当会後藤部会長が会長を務める愛知県法人会青年部連絡協議会の交流親睦会「愛知ナイト」を主催し、愛知県下各単位会メンバー 115名ほどの参加者が集まり、菱田研修企画副委員長の司会により、ゲストにお呼びしたエンターテイナー「ゴンゾー」さんによるパフォーマンスで会場は大いに盛り上がり、愛知県連20単位会のより一層の結束を図る良い交流会になりました。



沖縄大会に参加した青年部会員

今回の大会期間中はあいにくの天気でしたが、団結力の強い青年部役員は租税教育活動、健康経営プロジェクトをはじめ、同時に開催をした税務研修会を兼ねたインボイス制度に関する意見交換などを活発に行い、昭和法人会青年部会のより一層の発展に繋がっていくことを改めて確信できた意義のある素晴らしい大会になりました。

広報事業副委員長 山本孝彦

● 令和4年12月度税務研修会

令和4年12月12日(月) THE CONDER HOUSE

令和4年12月12日、昭和税務署の署長松井保之氏と副署長木下 真紀子氏をお迎えし、「第2回税務研修会」を開催しました。

今回の税務研修会は、「税務署長・副署長との意見交換会」として、青年部会員から署長・副署長にお聞きしたいことを質問してお答えいただくという座談会形式の意見交換会としました。

意見交換会では、署長・副署長のプロフィールや趣味を伺った後、これまで経験された仕事に関する質問や署長・副署長が回答に躊躇されそうな税務調査に関する質問が飛び出すなど、終始和やかな中でも緊張するような一幕もありました。

署長・副署長は、どの質問に対しても豊富な経験と知識の中か

ら分かりやすくお答えいただいたほか、租税教室をは じめ、これまでの青年部会員の取組みに対する労いの お言葉も頂戴しました。

税務署の幹部の方々とは普段なかなか近い存在になれないところですが、この意見交換会が実施できたことで、それまで高かったハードルが少し低くなった感じがしますし、和やかな雰囲気の中で数々の興味深いお話を伺い、後日、もう一度開催したいという声があがるなど、とても有意義な研修会となりました。

研修担当副部会長 穂刈紀希





意見交換会の様子

9月例会 新署長を囲む意見交換会と税務研修会 ■ 税に関する絵はがきコンクール作品審査

令和4年9月22日(木) 名古屋市公会堂



新署長を囲む意見交換会

女性部会では、毎年恒例となりました「新署長を囲む意見 交換会」と「税務研修会」及び「第7回税に関する絵はがき コンクール」の作品審査を9月22日に名古屋市公会堂の集会 室にて開催しました。

本年度は、新たに着任された昭和税務署長の松井保之様と法人課税第一部門統括官の梅山竜樹様をお迎えし、第一部では、新署長との意見交換会を、第二部では、梅山統括官による税務研修会として開催しました。加えて署長様や部会員が揃う機会を促えて「第7回税に関する絵はがきコンクール」の入賞作品の審査を実施いたしました。

第一部の松井署長様との意見交換会では、これまで勤務された職場での体験談やエピソードなど、また、ご趣味や家族構成などプライベートに関する質問が飛び交うなど、松井署長様のやさしい人柄や、反面、税務署長として責任の重さやご苦労などを直接お聞きすることもでき、大変有意義な意見交換会となりました。

続いて、管内の小学校6年生を対象とした「第7回税に関する絵はがきコンクール」の作品審査では、審査員として税務署長や法人第一統括官も加わり、本年応募された152作品の全てに目を通し、厳正なる審査の結果、税務署長賞や会長賞など9作品を入選作品として選考しました。

その後、第二部として開催した「税務研修会」においては、 講師に昭和税務署法人課税第一統括官 梅山竜樹様に講演をお 願いし、梅山統括官ご自身が直前の勤務地であった沖縄国税 事務所の経験から、「沖縄体験あれこれ」と題し、沖縄の方言 や出来事など沖縄での貴重な体験や、これまでの勤務経験の 中で国税局資料調査課時代のエピソードなどを面白おかしく お話をいただき、国税の職場のお仕事の大変さや、全国に派 遣され勤務されるご苦労などを、実感として感じ取ることが でき有意義な研修会となりました。



絵はがきの審査風景



梅山第一統括官 税務研修会

■ 11月例会 税務署長講演会

令和4年11月14日(月) メルパルク名古屋

11月例会は、税を考える週間の一環として、本会・支部役員、青年部会員、女性部会員が一堂に会し、松井署長様の講演を拝聴しました。これまで長年従事された幅広い経験と知識を元に、税務行政における現状をお話しいただいた後、スポーツの秋にちなんで、大相撲力士やプロ野球選手、Jリーグ選手のあまり知らない分野の税金の課税の仕組みについて分かりやすく講演され、とても有意義なお話を伺うことができました。

■■ 社会貢献事業「講演会&プレミアムコンサート(演奏会)」

令和4年10月24日(月) メルパルク名古屋

第一部 講演会「元気に過ごすためのエッセンス」~心と体をいたわる~





演奏会光景

女性部会では、毎年恒例となった社会貢献事業「講演会とプレミアムコンサート(演奏会)」を、10月24日(月)メルパルク名古屋にて165名の多くの観客を集め開催しました。

第一部の講演会では、講師に看護師の後藤孝子氏を東京からお迎えし、「元気に過ごすためのエッセンス」~心と体をいたわる~を演題にご講演いただきました。後藤先生は、看護師として日本医科大学付属病院に勤務された後、多数の看護専門学校や病院の講師として、看護師、看護助手、学生の育成に努められたほか、自身の研究である福岡県立大学へルスプロモーションのホリスティックケアや高野山金剛峰寺の心の相談員など、心と体の関係について学び、高齢者の心と身体の健康の維持についても講演活動を行われている方です。

この講演では、『免疫を高め、病気を防ぐ健康作り 健康のために今からできること』として、①自分や家族の健康を知る。②生活習慣病を予防する。③バランスの良い食習慣、上手に水分を取る。④体を動かす、運動をする。⑤口は健康の源、口の中をキレイに、オーラルフレイルを予防する。⑥良い睡眠をとる。⑦認知機能を高める。QOLを高める社会参加。⑧皮膚を健やかにする。⑨リラクゼーション。⑩感染対策。⑪かかりつけの医師と仲良くなる。⑫定期健康診断や人間ドックなど、自分の健康状態を知るうえでも必ず受けましょう。⑬笑顔で、楽しく過ごす人生を。について、講演いただきました。

参加者は、語り掛けるようなやさしい言葉の一つ一つに 関心しながら聞き入っていました。

第二部のプレミアムコンサート(演奏会)では、音楽プロデューサーの甚目裕夫(はだめひろお)氏に演出をお願いし、本年は、「新進気鋭テノール&バリトン名歌を謳う」と題し、テノール歌手の松原 陸氏、バリトン&バイオリンの仁賀広大氏、バイオリンの本多愛弓氏をお迎えし、甚目先生のピアノとともに、「落葉松」「泊まり船」のほかオペラの「アルルの女」「セルビアの理髪師」「ラボエーム」の中からそれぞれ楽曲を選び披露していただきました。

出演者の迫力や透き通る声を間近で聴き、酔いしれるほどの至福のひとときを過ごしました。

参加者の中には、毎年この演奏会を楽しみにしている方も多く見え、開演前から長く入場待ちの列ができるほどでした。

女性部会では、今後も継続して企画していきたいと思っています。



甚目裕夫氏



第一部講演会の講師 後藤孝子氏



スタッフ・出演者

やさしい法人税セミナー

- ●令和4年9月7日(水)、14日(水)、21日(水)28日(水)、10月5日(水)、12日(水)の6日間昭和ビル9階ホール(中区栄四丁目)
- ●講師/税理士 小掠めぐみ 氏

(元名古屋国税不服審判所 国税審判官)

本年で9回目となる「やさしい法人税セミナー」を9月7日 $(水)\sim10$ 月12日 (水)の間に6回の講座で開催しました。

本年も、税理士の小掠めぐみ氏に講師をお願いし、講本である「図解法人税」をテキストに熱心に講義が行われました。

この講座は、昭和・名古屋中・千種法人会の3会が合同で開催 している講座で、新たに経理や申告書の作成など初めて法人税法 に接した方を対象にしており、本年も50名の参加申込みがあり、 毎回会場一杯の参加者で熱気溢れるセミナーとなりました。



講師の小掠めぐみ税理士

参加者は、聞き慣れない税務用語や法令の取扱いなどメモを取るなど熱心に受講され、疑問点は講師に質問状が出せることを利用して積極的に知識の習得に取り組んでいました。

社会貢献活動

●令和4年10月23日(日) 昭和区民まつり 昭和区鶴舞公園

昭和法人会では、社会貢献活動の一環として、毎年、管内の市区町村で開催される地域住民まつりに参加し、ブースを借り受け、ブロック・支部役員が税に関するパンフレット・マンガ本などを配付したほか、各種景品を抽選等により配布するなど毎年人気のブースとなっています。本年は、10月23日(日)に「昭和区民まつり」が3年振りに開催され、多くの来場者が訪れ大変盛り上がった行事となりました。日進市・長久手市・東



大盛況だった昭和法人会のブース

郷町は規模を縮小しての開催になり、残念ながら天白区民まつりは、感染拡大防止の観点から中止となってしまいました。

今後とも、工夫を凝らし、税の啓蒙活動と法人会のPRを行っていきます。

愛知県連 三県横断税務広報

●令和4年11月10日(木) 岐阜駅、名古屋駅、豊橋駅、静岡駅

愛知県連では、「税を考える週間」に合わせ、11月10日(木) に東海三県の主要4駅を横断し税務広報活動を実施しました。

この活動は、「税を考える週間」の周知、納税知識の高揚、 国税電子申告システム「e-Tax」の利便性などの広報を目的と し、広く地域社会に税の大切さについて考える"きっかけ"を 創出するイベントとして、三県の青年部会が中心となって広報 活動を行うもので、当会からも後藤青年部会長ら4名が参加し ました。



税務広報に参加したスタッフ

また、法人会の広報大使である女優の佐藤奈織美さんもこの広報活動に加わり、一日をかけて岐阜から静岡まで実施したことから、地元メディアからも大きく取り上げられました。

税務研修会『年末調整の実務のポイントと 消費税(インボイス制度)』

- ●令和4年11月24日(木) 名古屋市公会堂 第七集会室
- ●講師/昭和税務署 担当官

昭和法人会では、税務署主催の年末調整 等説明会が開催されなくなったことから、 独自でこのテーマでの税務研修会を開催し ました。

本研修会では、午前・午後併せて72名の 参加が得られ、講師となった税務署の担当 官が「令和4年分の年末調整について」「法 定調書の作成について」、そして本年10月 から導入される「消費税インボイス制度」 について、それぞれポイントとなる部分を 重点に解説しました。



昭和税務署 担当官

研修会の終了後には、多くの方が各講師に質問の行列ができるほど参加者の関心は高く、日頃抱えている疑問 点等に署担当官も親切に対応し、また、年末調整関係用紙の不足分についても補うことができたことなど、有意 義な研修会となりました。

消費税には申告・ 納付期限(※1) があります。

申告・納付には e-Tax が 利用できます。

個人事業者の方 は振替納税も 利用できます。



消費税の期限内納付を

忘れずに。

期限内納付のための 納税資金の積立てを お願いします!(※4)

国税を一時に納付することが困難な場 合には、申請により猶予が認められる ことがありますので、納税が困難な方 は、お早めに所轄の税務署(徴収担当) にご相談ください。

国税庁 消費税 Q





- ◆消費税は消費者からの預り金的な性格を有する 税です。
- ◆基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事 業者は、消費税の確定申告が必要です(※2)。
- ◆ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ◆確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確 定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要 となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告 1 回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年 4 回 (確定申告 1 回、中間申告 3 回)
48万円超 400万円以下	年 2 回 (確定申告 1 回、中間申告 1 回)
48万円以下	年 1 回 (**5) (確定申告 1 回、中間申告不要)

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、 個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告 と納付を行う必要があります。
- ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であって も、特定期間の課税売上高が1,000万円を超え る事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4納税資金の積立てには、ダイレクト納付による 予納が便利です。利用にあたっては、事前にダイ レクト納付利用届出書の提出が必要です。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下 の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨 の届出書」を提出した場合には、自主的に中間 申告・納付することができます。



新年あけましておめでとうございます。

新年誌上名刺交換 (社名五十音順)

相羽ば打工業株式会社	アイチオート用品株式会社 相羽康人株式会社アイビー	代表取締役社長 笠原照基曙螺子工業株式会社	代表取締役 浅井啓介	株式会社飯島産業	株式会社ウツノ
代表取締役社長 江場 友美江場酸素工業株式会社	株式会社遠州建設	株式会社 大久保工務店	株式会社 岡善製作所	代表取締役 神 本 義 浩鏡不動産販売株式会社	亀井ソフラン株式会社

有限会社 川本绿化	協和電機株式会社	代表取締役 稲木三四郎建設ゴム株式会社	株式会社桜デザイン	代表取締役 川村昌利株式会社 大栄商会	株式会社タイコー
代表取缔役社长 木全幸治	株式会社 中部日榮	中務取締役 伊勢村雄吾代表取締役 伊勢村昌吾	株式会社 東鄉製作所	名古屋牛乳株式会社	代表取締役社長 小 林 茂

あけましておめでとうございます・

日本パギング株式会社	代表取締役社長 木 村 勉	株式会社 菱源畳店	代表取締役社長森功	代表取締役社長 安田智彦	代表取締役社長佐々木一郎
九太運輸株式会社 髙 村 重 好	丸美産業株式会社 一点	水金工事株式会社	代表取締役 橋本 衛	有限会社村上不動産	名機ゴム株式会社

				ALSO DESCRIPTION OF THE PARTY.	
山勝株式会社 孫 服 勝	株式会社 山金ポンプ製作所	代表取締役 山 本 悦 司 林式会社 山 本 悦 司	代表取締役社長 西本賢太郎株式会社ライフスマイル西本アフラック代理店	ワイクリード株式会社	发社長 岩崎成吾名古屋南支社大同生命保険株式会社
AIG損害保険株式会社	ナ 社 長 関 口 徹アフラック 愛知総合支社	会长伊藤省宏	和法人会	新雪	1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

昭和法人会 当面の行事予定

令和5年 1月~6月

1月20日(金)	女性部会1月例会 税務研修会	
11:00~	ガス燈	
1月25日 (水)	青年部会 拡大推進教養講座	
17:00~	ラグナスイート名古屋	
1月26日 (木)	【県連】理事会·委員合同賀詞交歓会	
16:00~	名古屋マリオットアソシアホテル	
2月2日(木)	【県連】 専務理事会議	
14:00~	大同生命ビル	
2月9日(木)	名古屋市内9法人会合同講演会(鈴木大地氏)	
13:30~	日本特殊陶業市民会館フォレストホール	
2月13日(月)	理事(監事)会	
15:30~	メルパルク名古屋	
2月14日 (火)	【全法連】税制セミナー	
13:00~	ハイアットリージェンシー東京	
2月21日 (火)	愛知ブロック経営講演会	
14:00~	東郷町商工会館	
2月21日(火)~22日(水)	税連協街宣車確定申告広報活動	
8日 終日	管内一円	
2月22日(水)	【県連】大規模法人経営者国税局長講演会	
15:30~	名古屋マリオットアソシアホテル	

3月2日(木)	【東海法連】第77回大会	
13:30~	ホテ	ルグランヒルズ静岡
4月13日(木)	【全法連】全国女性フォーラ	5ム愛媛大会
終日		アイテムえひめ
4月17日(月)	理事(監事)会	
15:30~		メルパルク名古屋
4月18日(火)	【県連】女連協第38回定時	総会
11:00~		名古屋東急ホテル
4月19日(水)	昭和法人会女性部会第2回通	常総会・署長講演会
13:30~		メルパルク名古屋
4月20日(木)	【県連】青連協第39回定時	総会
16:00~		名古屋東急ホテル
4月25日(火)	昭和法人会青年部会第2回	通常総会
17:00~		メルパルク名古屋
6月上旬	昭和法人会第2回通常総会	Ž
14:00~		メルパルク名古屋
6月23日(金)	【県連】第11回通常総会	
15:30~		名古屋観光ホテル
	·	

インターネットセミナーのご案内(会員無料

昭和法人会では、インターネットを使ったセミナーの配信 サービスを行っております。

各種講演会やホットな経営情報の入手、管理職の教育、 朝礼でのヒント集など、豊富なコンテンツを無料で視聴する ことができます。毎月、新しいセミナーが続々と更新され ますので是非ご利用ください。

会員限定 D・パスワード		
ID hj1813		
パスワード	9677	

500本以上から見放題!

視聴方法



法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がん保険にできることを、もっと。

幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまな がんの悩みの解決をサポートするがん保険



幅広い保障で経済的負担をサポートします。



付帯サービス<アフラックのよりそうがん相談サポート(*)>

2023年1月23日 サービス提供開始予定

アフラックのよりそうがん相談サポーターが

さまざまな悩みの解決をサポートします。

(*) アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ

https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html をご確認ください。





◎商品およびサービスの詳細は「パンフレット」 「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

愛知総合支社 〒451-6029 名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29F 法人会用フリーダイヤル 🔯 0120-876-505 ※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会





法人会がん保険制度 ★ 全国法人会総連合

P22111 AFツ-ル-2022-0302 7月28日

がんぱる金質のペストパートナー

選べる「2種類」のがん共済 × ニーズに合わせて「最大4口」まで

- 傷害共済
- ●生命傷害共済
- ■経営者医療共済

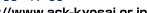
- 従業員医療共済 ●従業員弔慰金共済
- 弔慰金共済

шин mini ninti





-----〈受付時間〉平日9:00~17:00



「中小企業共済」は営利を目的としない愛知県知事が認可する事業協同組合です。 資料請求はこちら▶https://www.ack-kyosai.or.jp



部 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 16階 **愛知県中小企業共済**



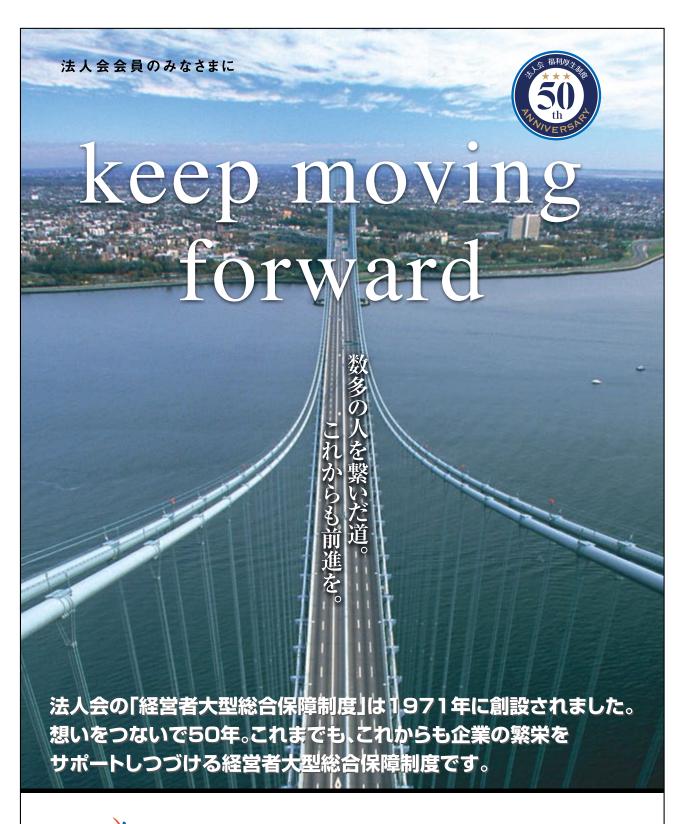
諾

ご覧頂けます

昭和法人会広報委員

この会報は右記委員で企画・編集しています。ご意見・ご感想、お寄せ下さい。

ワイクリード(株) 吉田 英晃 ブラザー不動産㈱ 神谷 陽志 日本パーツ機器㈱ 後藤 秀臣 (株)Kホールディングス 川崎 ㈱大栄商会 川村 貴子





3日年間スピン名古屋市中区金山1-13-13(金山プレイス7F) TEL 052-331-3360

AIG AIG損害保険株式会社

名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル) TEL 052-857-1400









